

大仙市分離・分割発注に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大仙市が行う公共事業の執行において、分離・分割発注に関する基準を設けることにより、市内中小企業の受注機会の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 分離発注 専門職種又は専門工種に分けて発注する方式で、一つの工事、業務又は物品調達等（以下「工事等」という。）を当該工事等の各種構成部分に分離して技術的専門分野に分業的に発注するものをいう。
- (2) 工区分割発注 一つの工事等において、期間の短縮、施工管理の適正化及び受注機会の確保等の観点から、施工箇所を時期、規模等により2件以上に分割して発注するものをいう。
- (3) 事業分割発注 同一事業について、工区分割と同様の取扱いとするものをいう。
- (4) 同一事業 歳出予算科目が同じ事業を指す。ただし、歳出予算科目が異なっている場合においても、目的が同一の場合については同一事業とみなす。

(分離・分割発注)

第3条 公共事業の発注を主管する課は、工事等の発注に当たっては、価格、数量、工程等からみて分離・分割発注が適切であるかどうかを十分検討しなければならない。

2 分離・分割発注は、建設工事又は建設コンサルタント等業務にあつては、大仙市入札契約資格等審査実施要綱（以下「入札契約実施要綱」という。）第9条に定める等級格付名簿に登録された者、物品調達又はその他の業務にあつては、大仙市内に本店又は営業所を有する者による入札案件に限り行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、分離・分割発注により相当程度のコスト縮減が期待できる場合は、分離・分割発注を行う事ができるものとする。

(事業の基準)

第4条 分離・分割発注を行うことができる事業の基準は、次によるものとする。

- (1) 経済的合理性、効率性、透明・公正性が確保される事業
 - (2) 建設工事については、公共事業の効率的執行を図る観点から、適切な発注ロットの設定ができる事業
- 2 建設工事における工区分割については、入札契約実施要綱第12条別表第4に規定する等級別発注標準表における最上位等級に属する工事のうち、相当規模以上のものに適用するものとする。

- 3 事業分割は、原則として同一日に開札する同一地域の同一事業について適用するものとする。ただし、同一地域内における競争性の確保が困難な場合は、地域を拡大することができるものとする。
- 4 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る分離・分割発注に関する基準については、別に定める。

(入札参加制限等)

第5条 分離・分割発注を行う場合において、連続受注を制限するため、分離・分割対象となった工事等の落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）に対して、以降の入札における参加資格を制限し、又は指名しない（以下「入札参加制限等」という。）ことができる。

- 2 入札参加制限等を行う場合は、入札公告（指名競争入札にあつては現場説明書等）に、分離・分割案件である旨を明記した上で、一の工事等の落札者等となった者は、他の工事等の入札参加資格を有しなくなる旨（電子入札においては落札候補者となることのできない旨）を記載しなければならない。

(入札執行)

第6条 分離・分割発注における開札は、原則として予定価格の大きいものから一件ごとに順に行うものとする。

- 2 入札において、一の工事等の落札者等となり、他の工事等の入札に参加できない者を除いた結果、有効な入札参加者が0者又は1者となった場合は、当該入札の競争性の確保に鑑み、次の措置を講ずるものとする。

(1) 分離又は工区分割を行った案件については、入札の執行を取り止め、競争性の確保及び優先的市内発注に留意しながら、入札参加要件等の見直しを行い、再度の入札公告（指名競争入札にあつては指名通知）を行うものとする。

(2) 事業分割を行った案件については、分割を取り止め、入札参加制限等を行わないものとする。

(期間の基準)

第7条 分離・分割発注を行う場合において、入札参加制限等の対象となる期間の基準は、次のとおりとする。

(1) 分離発注及び工区分割発注においては、契約期間の重複する場合を対象とする。

(2) 事業分割発注においては、開札日当日に限り対象とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月20日から施行する。